

北海道根室振興局告示第 41 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年（2023年）8月14日

北海道根室振興局長 岡嶋 秀典



1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

標津郡中標津町東10条北8丁目2-1, 2-6

標津郡中標津町東11条北8丁目1-1, 1-6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1

角川不動産有限会社 代表取締役 角川 義捷

3 開発許可年月日及び番号

令和3年（2021年）9月28日付け根建指第763号指令